【参考】防災情報システムの現状(FM防災情報システムの位置付け)

■ 第1回V-Low帯域の防災利用に関するWGにおいて、事務局からFM防災情報システム等の適用範囲と既存の防災情報システムの概要について説明し、FM防災情報システムの適用範囲(FM防災情報システムの位置付け)を確認

【FM防災情報システムの適用範囲(抜粋) ・・・災害発生からの時間経過とともに必要とする情報の変化と入手手段】

● 朱書部分がFM防災情報システムの主な適用範囲(自治体から住民に提供する情報で、防災行政無線による情報伝達に課題のある範囲) (緑枠の区例)自治体から住民への情報の伝達手段として、◎・有効、②・場合により有効、△・あまり有効でない。×・使用不可

| | | 発災前•発災時 | | 発災後(~1ヶ月) 復旧期(1ヶ月~) | 復興期(数ヶ月~) |
|---|---------|---|-----------------------|---|---------------------------------------|
| 計書:主に自治体から住民に提供する 情報 | | ・警報・注意報(緊急地震速報、津波高潮、大雨、洪水、土砂災害等) ・被害予測(地震規模、津波到達予短時刻・高さ、潮位変化、雨量、河川の監等) ・避難指示、道路交通情報 ・公共交通機関の運行状況 | · 安 记 · 医 记 · 生 | 害状況、二次被害注意情報 否情報、避難所開設情報、道路交通情報(通行止、啓開等) 療・福祉・介護情報(診療所開設・投薬、福祉避難所) 活支援情報(給水・食糧配給・救援物資・ゴミ収集) 政支援(罹災証明、支援金、応急仮設住宅等) 害ボランティアの派遣情報、ライフライン(電気・ガス・水道・通信) | ・復興計画(災害公営住宅・災害危険区域の指定・土地区画整備等) |
| | | - 公六又地版例の建刊状ル | | ・就労・学校・店舗等の再開 | |
| | 防災行政無線 | ・災害発生の認知、避難行動の喚起等のた | | ・防災行政無線の屋外拡声子局が雨天時や屋内で聞き取りにくい等の課題があ | |
| | ラジオ | めの情報であり、情報伝達方法を多層化 いずれかの方法で情報が入手できれば | | [↑] 特に屋内については防災行政無線の戸別受信機が配備されていない場合は情 [↑] 手が困難。 | 報入 広報誌やHP等での情報提供 適している。 |
| 屋好 | 携帯電話等 | ○ 題はないが、自治体からのきめ細かな情 | 報 | ・避難場所や住民の生活環境等に応じて、防災行政無線や臨時災害放送局を | 设置し ·災害危険区域(住家の建築 |
| | 臨時災害放送局 | に関しては、防災行政無線の屋外拡声 | | ↑ ている場合は、きめ細かな情報の提供が可能。 ・テレビ、ラジオは放送事業者の番組編成に依存するため、被災者に向けて提係 | が制限)の指定や土地区画整 はでき 備(高台移転等)は住民との(|
| È 📉 | 防災行政無線 | がある。 ・屋内については防災行政無線の戸別 | z.j= | る情報の範囲がある程度限定(コミュニティ放送のエリアとなっている場合は、 ば の締結により柔軟な運用が可能。)。 | 活定等 別の調整が行われるため、今回の検討対象から除外して特 |
| 主民等の情報入手手段に系る課題を対し、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、 | テレビ・ラジオ | ┃○ ┃機が配備されていない場合は自治体か | 50 O | ・携帯電話等は防災アプリやHP等を通じて住民が求める情報をきめ細かに提供 | できるに問題はないと考えられる。 |
| | 携帯電話等 | 情報入手が困難。 | 0 | 】可能性はあるが、自治体職員の負担も大きく災害対応を行っている中でどこまで ■できるかが課題。 | で対応 |
| | 臨時災害放送局 | × | 0 | CC WAR IN NO. | |
| 入 ≠ | 防災行政無線 | △・災害発生の認知、避難行動の喚起等の | | ・防災行政無線の屋外拡声子局が聞き取りにくい。 ・臨時災害放送局が開設される場合は自治体からのきめ細かな情報提供が可能 | 4. |
| F 東 車 | テレビ・ラジオ | ● めの情報については特に問題はないもの、 車両で被災した場合は避難経路の渋滞、路 面の破損、通行止等の情報を、防災行政無 線の屋外拡声子局では聞き取りにくい状況。 | | 「協呼災害放送局が開設される場合は自治体が6のさめ神がな情報提供が可 」るが、設備の調達や人員配置(第2級陸上無線技術士以上の無線従事者)など | |
| 没 平 / | 携帯電話等 | | | となる。 ・テレビ・ラジオ、携帯電話等については、屋外、屋内の場合と同様であり、自治 | 体や |
| 系 | 臨時災害放送局 | | 0 | 道路管理者から等のきめ細かな情報の提供方法が課題。 | PP 1 |
| る 果 題 - 避難月 | 防災行政無線 | ●・避難所開設後は、自治体から住民等へ | | ・屋内の場合と同様、防災行政無線の屋外拡声子局が聞き取りにくい。 | ı - 188 - +- |
| | テレビ・ラジオ | ─ 情報伝達には、特に問題はないと考えられ ☑ る。 | ⁷¹ 0 | ↑・自治体職員等がいれば張り紙やアナウンス等でも情報提供が可能(生活支援 」る情報等をきめ細かに提供することが可能。)。 | - |
| | 携帯電話等 | ・特に、防災行政無線の戸別受信機が面 されている場合は有効。 | 備 | | |
| 延天 | 臨時災害放送局 | × C10 C0 To Maria High | 0 | ツ 笠4 同い Law 世代の 叶巛 利田 La 眼 ナフ・・・・ | ○次业/ / 次业/ 4 |
| | サイネージ | © | 0 | <u>※ 第1回V-Low帯域の防災利用に関するW</u> | J 貝 不 |
| | 職員等 | | 0 | | |